

甲南女子大学と株式会社関西都市居住サービスとの包括連携に関する協定書

甲南女子大学（以下、「甲」という。）と株式会社関西都市居住サービス（以下、「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するために、次のとおり協定書（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展とその基盤となる人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) まちづくりに資する人材育成に関すること
- (3) 安全（防災）・安心に関すること
- (4) 健康で豊かな暮らしに関すること
- (5) 共同イベント開催、情報発信に関すること
- (6) その他、双方が必要と認めること

2 甲及び乙は必要に応じて定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかが書面によって本協定終了の意思表示をしないときは、同条件により、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいて知りえた、相手方の秘密情報（非公開であるもの）及び相手方が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報）について、本協定の有効期間のみならず、その終了後も厳格にこれらを秘密として保持し、法令等の命令による場合及び事前に承諾を得た場合を除いて第三者に一切開示してはならず、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、前項の秘密情報及び個人情報について、第2条(1)～(6)の目的外にこれらを使用しないものとする。

(第三者委託)

第5条 甲及び乙は、第2条に定めた事項の遂行業務について、第三者に委託することができるものとする。ただし、受託者に対しては当該委託者の責任において本協定に定める事項の遵守を義務づけるものとする。

(解除)

第6条 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本協定の条項のいずれかを履行しないときは、相手方に催告を行い、なお履行がない場合は、書面による通知をもって本協定を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲又は乙は、故意又は過失により本契約に違反した場合もしくは第三者に損害を生じた場合には、合理的な範囲でその損害を賠償する責を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、第5条の再委託先を含め自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 威嚇的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関し

て虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(連絡調整窓口)

第9条 甲及び乙は、第2条の事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整の窓口（担当者）を設置するものとする。

(協定外の事項)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(合意管轄)

第12条 甲乙は、本協定に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）の第一審専属的合意管轄裁判所を、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所とすることに合意するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2024年 9月 29日

甲

神戸市東灘区森北町 6-2-23
学校法人甲南女子学園
甲南女子大学
学長

乙

大阪市中央区本町四丁目 3番 9号
株式会社関西都市居住サービス
代表取締役

秋元典子

吉田洋